

はじめに

大阪府では、昭和42年(1967年)に「同和教育基本方針」を策定し、同和地区住民の教育の機会均等と進路保障など、同和教育に積極的に取り組んできました。その結果、長期欠席や不就学の解消、高校進学率の上昇など一定の成果をあげるとともに、子どもたちの豊かな人権感覚を育てられました。平成11年(1999年)には「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を策定し、さらに平成30年に改訂して、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題(部落差別)、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等にかかる人権問題をはじめ、さまざまな人権問題の解決をめざした人権教育を総合的に推進してきました。また、令和元年度には、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の府人権関係3条例、令和4年度には「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」をそれぞれ施行し、これらの趣旨の周知に努めてきたところです。

令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、その基本理念として、「児童の権利に関する条約」の精神に則り、すべてのこどもは個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることや、こどもの意見の尊重、最善の利益が考慮される旨が示されました。さらに、人権をめぐる社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向をふまえ、各人権課題の解決に向け、施策の更なる推進を図るため、令和7年6月には、人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)が定められました。それらの理念等もふまえ学校現場においては、多様性を尊重し、誰一人取り残さない社会をめざす人権教育を通じて、差別、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、深刻化するインターネット上での誹謗中傷等、さまざまな人権侵害事象の未然防止に努めるとともに、事象が生じた際には、被害にあった子どもやその保護者に寄り添った適切な対応を行うことが求められています。

一方、日々の教育実践を行う中で、教職員の皆さんは、さまざまな場面で悩んだり困ったりしながら、子どもたちと向き合っているかと思います。本ハンドブックが、そうした悩み等にこたえ、大阪におけるこれまでの人権教育の取組みと成果を、次世代を担う教職員に継承する一助となるとともに、管理職をはじめすべての教職員による人権教育の取組みのさらなる充実・発展に向けて、活用されることを期待しています。